

## [会長講演]

## 我が国の近代医学教育の源流

— 明治初期の公立医学校 —

坂井 建雄

順天堂大学医学部

医師という職業には、専門的な知識と高度の技術が求められる。医師になるためには、一定水準以上の専門教育を受けるとともに、国の定めた資格試験に合格する必要がある。現在の我が国では、医科大学における6年間の課程を修了し、その過程を終えた者だけが医師国家試験を受験して医師になる。しかし戦前には医師の免許資格は多様であった。①従来開業をしており申請して許可を得た者、②医術開業試験に合格した者、③医学専門学校を卒業した者、④医科大学を卒業した者、という4種類の途が混在しながら入れ替わっていった。医学校には、医学専門学校と医科大学の2種類があった。戦前の専門学校は（現在の専門学校とは異なり）、専門分化した職業に密着した学問を教える高等教育機関であった。しかし医師育成における専門学校の役割は大きく変遷した。

明治10年代前半までは、医学専門学校を卒業しただけで医師の資格は得られなかった。医師になるためには医術開業試験を受けてそれに合格する必要がある。医学専門学校では、医術開業試験を受験するための準備教育を行っていた。一方、東京大学医学部の卒業生は無試験で医師の免許を得ることができた。しかし東京大学医学部には本課と別課があり、本課ではドイツ人教師により5年間の課程で、別課では日本人教師により4年間の課程で教育が行われた。明治9年以降に東京大学医学部を卒業した医学士が全国の公立医学校で教員になり、東京大学医学部別課と同様の教育が行われるようになった。明治15年の医学校通則により医学校が甲・乙の二種に分けられ、甲種医学校の卒業生には無試験で医師免許が与えられるようになった。明治20年以後には官公立の医学専門学校では無試験で免状授与が認められたが、私立の医学専門学校では卒業後に医術開業試験を受けていた。明治36年の専門学校令により私立の医学専門学校への規制が強まる代わりに、文部大臣の認定により無試験で免状授与の特典が認められるようになった。大正8年の大学令により専門学校から大学への昇格が可能になり、官公立の医学専門学校の多くが大学へと昇格したが、実践的な医師を育成するために私立の医学専門学校も多数設立された。こうして医学専門学校の役割は、医術開業試験のための準備を中心としたものから実践的な医師育成へと変わっていったのである。

医学校数の変遷についての統計が、『医制百年史』に収録されている。この統計を見ると、明治10年から明治20年の間に公立の医学専門学校が一時的に急増するのが目を引く。最盛期には30校ほどに達するが、明治20年頃に急減して3校になる。これら明治初期の公立医学校は、我が国の近代医学教育の黎明期に登場した医育機関であるが、その大半が廃止されたために十分な記録が残されていない。

明治初期公立医学校についての調査するための最も基礎的な資料は、文部省年報（明治6年以後の各年）に収録された専門学校一覧と各府県年報である。後年の編纂物として、都道府県・市町村の地方史が、医学校についての記述をしばしば含んでいる。また現存の医科大学の学校史、医療機関の病院史からも、前身となった医学校について知ることができる。これらの資料をもとに調査した結果、我が国には明治20年以前に44校（45箇所）の公立医学校が存在したことが確認された。そのうち文部省年報に医学専門学校として報告されているものが41校であり、これ以外に地方史などから確認された医学校が3校であった。また文部省年報に報告されている医学校でも活動を確認できる時期が広がって、各年次の医学校数は、文部省年報の集計よりも大幅に増えることになった。

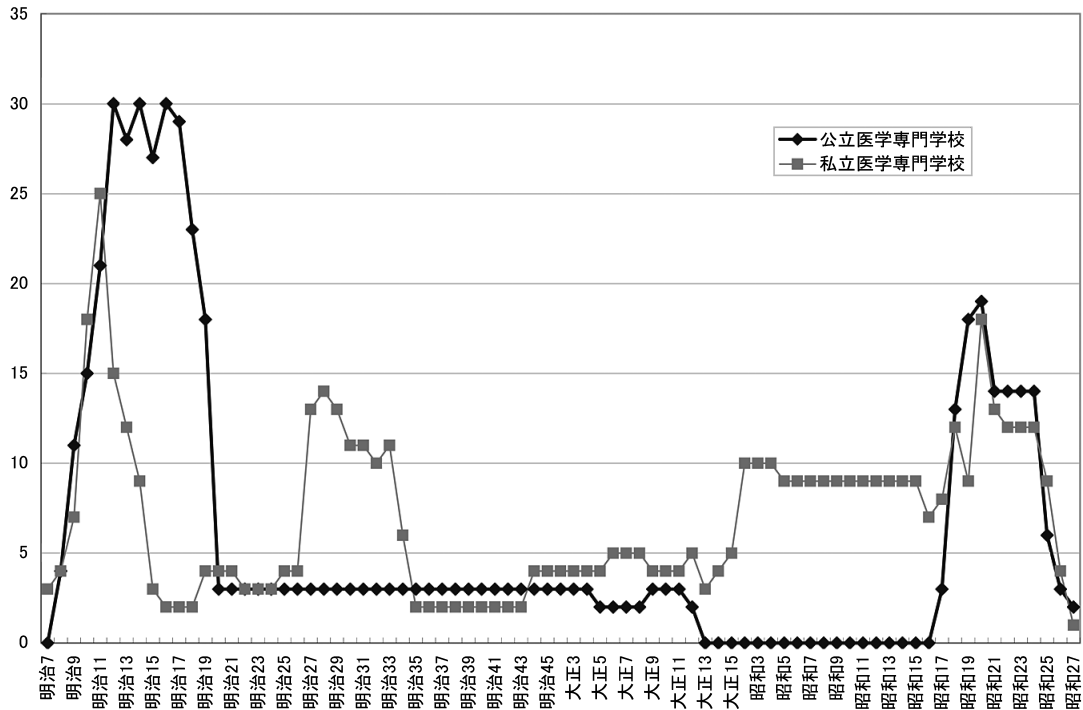


図1 公立と私立の医学専門学校数の推移。『医制百年史』の統計に基づく。

#### 〔廃藩置県（明治4年）以後の公立医学校〕

江戸時代から明治初年にかけて、各地の藩が医学校を開いたが、廃藩置県によって存立基盤が失われ廃校となっていた。廃藩置県以後に県により医学校が発足ないし再開されるようになり、医師開業試験が本格的に始まる明治9年より前に13校の医学校が活動を始めていた。これらの医学校では、幕末に蘭学や英学を修めた日本人医師や、長崎の精得館などで西洋医学を学んだ日本人の医師たちが教師となっていた。また一部の医学校では、外人医師を雇って医学教育を行っていた。

廃藩置県以後に始まったこれらの医学校のその後の経緯は様々であった。大都市の大阪、京都、名古屋の医学校は順調に発展し、甲種医学校となり明治20年以後も公立医学校として存続した。金沢と新潟の医学校も甲種医学校になったが、福井医学校と山形の済生館医学校は一時縮小の後に乙種医学校になり、岐阜医学校も乙種医学校にとどまった。これに対し浜松医学校、堺県医学校、華浦医学校、小倉医学校は明治15年の医学校通則の時期ないしそれ以前に廃止された。

#### 〔医術開業試験の本格開始（明治9年）以後の公立医学校〕

医学専門学校の数、明治10年頃から急増する。私立の医学専門学校は明治12年の25校をピークに急減するが、公立の医学専門学校は明治18年頃までほぼ30校以上で推移する。この頃、医師の資格制度が次第に整備されたことが、この変化の背景にある。

医師の資格について初めて定めた法令は、明治7年8月の医制である。その第37条では医学卒業に加えて2年以上の実地修練により免状を与えるという原則が示されたが、例外規定として従来開業の医師には申請により免状を得る途、他に試験を経て免状を得るという途も示された。翌明治8年2月には、医師開業試験を行うことが3府に布達され、明治9年1月には全国に布達された。この試験は当初、問題作成から施行まで府県毎に行われた。試験の科目には、解剖学、生理学、病理学、薬物学、内科学、

外科学などが含まれており、これらを学ぶための医学校が必要であった。明治9年から公立・私立の医学校が急増したのはそのためであろう。

明治12年に医師試験規則が布達され、内務省が医師開業試験の問題を選定し、全国で同一の問題を用いて行われることとなった。これを期に私立医学校は急減するが、公立医学校の数はその後も増加し、明治13年には40校に達する。この時期の私立医学校の多くは、学生が数人程度の私塾のようなもので医師開業試験が整備されてその役割を終え、公立ないし大規模な私立医学校が医師開業試験受験のための準備教育を行うようになったと考えられる。

明治10年から明治14年の5年間に医学校に在籍した学生数の累計を、文部省年報の集計から求めると13,328人であった。このうち公立医学校の学生が75%で9,947人、私立医学校の学生が25%で3,381人であった。公立医学校の学生は私立医学校よりも3対1で多かった。これにほぼ対応する明治10年4月から明治15年8月までに新たに医師になった人数は2,158人であり、そのうち医師開業試験に合格した者が92%で1,990人であった。

#### 〔医学校通則（明治15年）以後の公立医学校〕

明治15年2月に出された太政官の布達が、その後の公立医学校のあり方を大きく変えることになった。一定の条件を満たした医学校の卒業生は、無試験で開業免状を下付されるというものである。これを受けて同年5月に文部省から医学校通則が出され、医学校は甲種と乙種とに分けられた。甲種医学校は修業年限が4年以上、教員中に3名以上の東京大学卒業の医学士が必要であり、乙種医学校は修業年限が3年以上、教員中の医学士は1名以上とされていた。各地の公立医学校は競って、甲種の資格を得るために学則・教則を整備し、医学士を高給で雇い入れ、学校の規模を拡大した。

医学校通則以前の明治13年には公立医学校は30校で在籍生徒数は2,775名で、1校あたり92.5名であった。医学校通則後の明治18年には甲種医学校が21校、乙種医学校が8校あり、在籍生徒数は甲種で3,144名、乙種で640名、1校あたりの生徒数は甲種が150名、乙種が80名であった。生徒数で見ると、甲種医学校の規模は乙種医学校の1.9倍であり、医学校通則以前に比べても規模が拡大している。

文部省年報の集計に基づくと明治16年から明治20年までの5年間で、医学校の在籍生徒数の累計は甲種医学校で13,371人、乙種医学校で3,188人、私立医学校で3,027人であった。また医学校の卒業生の累計は甲種医学校で1,118人、乙種医学校で296人であった。これにほぼ対応する明治17年4月から明治21年7月までに新たに医師になった人数は3,748人であり、そのうち医師開業試験に合格した者が46%で1,707人、甲種医学校卒業者が31%で1,154人であった。

東京大学医学部を卒業した医学士は、各地の甲種と乙種の医学校で教員として求められた。明治16年までに卒業した151名のうちの85名が、地方の公立医学校ないし病院に勤めて診療と教育を担った。受容と供給の不均衡から医学士の給料は高騰した。とくに甲種医学校は膨大な経費を必要として、地方の財政を圧迫した。そのため乙種医学校を選択するところがあり、甲種医学校でも県会の議決により廃校するところもあった。

#### 〔財政的な抑制策（明治20年）による公立医学校の廃止とその後〕

明治19年4月の中学校令をもとに、全国に5校の高等中学校が設置され、明治20年に医学部が付設された。千葉、宮城、岡山、金沢、長崎の公立医学校が第一～第五高等中学校医学部となった。明治20年9月の勅令により、公立医学校の費用を地方税から支弁することが禁じられ、財政的にゆとりのある大阪、京都、愛知の公立医学校のみが存続することができたが、残りの医学校は廃止され、その多くは病院として存続した。

明治10年代には、計44校(45箇所)の公立医学校が設立されていた。公立医学校をもたない都道府県は5(東京、神奈川、滋賀、奈良、沖縄)であった。複数の公立医学校をもつのは2(大阪/堺、福岡/北九州)であり、移転のために2箇所で作られた医学校が1(須賀川→福島)あった。これらのうち、明治21年以降も医学校として存続し、現在の医科大学につながるものが8校(千葉、宮城、岡山、金沢、長崎、大阪、京都、愛知)である。医療機関として存続し、その後の医科大学の礎となったのが9校(岩手、福島、新潟、岐阜、三重、神戸、福岡、熊本、鹿児島)ある。医療機関として存続し、現在でも病院であるものが17院ある。そのうち公立病院が8院(函館、山形、須賀川、山梨、広島、北九州、佐賀、大分)、赤十字病院が8院(富山、福井、長野、和歌山、鳥取、松江、高松、松山)、民間病院が1院(高知)である。医学校としても医療機関としても廃止されたものが11校(青森、秋田、茨城、栃木、群馬、埼玉、浜松、堺、華浦、徳島、宮崎)である。

現在の時点から見ると、47都道府県の医科大学のうち17校、主要な公的病院のうち16院が、明治初期の公立医学校から由来する。

#### [まとめ]

明治10年代に公立医学校が各地に相次いで設立された。それらの大半は明治21年までに廃止されて医育機関としての系譜が途絶え、その存在は忘れられがちである。しかしこれらの医学校は、明治初期において医師の多数を育成するとともに、西洋医学を地域に普及し定着させるという、二つの大きな役割を果たしたのである。